

○国土交通省告示第三百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
平成二十三年三月二十九日

国土交通大臣 大島 章宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道208号改築工事（有明海沿岸道路「高田大和バイパス及び大川バイパス」新設工事・福岡県柳川市大和町豊原字黒田地内から同市大和町豊原字橋爪地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 福岡県柳川市大和町豊原字黒田及び字橋爪地内
- 2 使用の部分 福岡県柳川市大和町豊原字黒田及び字橋爪地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県みやま市高田町大字江浦字川崎地内の高田インターチェンジから大川市大字三丸字深町地内の大川東インターチェンジまでの延長12.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道208号改築工事（有明海沿岸道路「高田大和バイパス及び大川バイパス」新設工事）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道208号（以下「本路線」という。）は、熊本市を起点とし、大牟田市、みやま市、柳川市、大川市などを經由して佐賀市に至る延長約101.5kmの主要幹線道路である。

本路線の沿線のうち、みやま市、柳川市及び大川市（以下「本地域」という。）は、家具・装備品等の生産が盛んであり、その原材料の搬入は、最も近い港である三池港等から陸上輸送により本地域へ輸送されている。また、本地域は、柳川の川下り、重要文化財である筑後川昇開橋等の観光資源にも恵まれており、毎年多くの観光客が訪れている状況にある。

しかしながら、本地域にはこれらの物流等を担う主要幹線道路が本路線しかないことから、物流等の通過交通と地域内交通とがふくそうしている状況にあり、特に本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、安全かつ円滑な自動車交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況にある。

平成21年3月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、柳川市大和町徳益地内で19,375台／日、混雑度は1.59となっている。

本件事業の完成により、本地域において、市街地をバイパスする自動車専用道路が整備されることから、所要時間の短縮や定時性の確保が図られることが認められる。また、現道の通過交通を本件区間が分担することにより、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である福岡県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、本件区間のうち、みやま市においては平成10年9月に、柳川市及び大川市においては平成10年11月に、それぞれ大気質、騒音等に関する環境影響評価を実施しており、その結果によると、騒音について一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直し及び上記環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が、平成21年7月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地には、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により天然記念物に指定されているカササギ生息地、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国際希少野生動植物種であるコアジサシの集団繁殖地があり、また、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているセボシタビラ、ニッポンバラタナゴ等の生息が確認されている。カササギにつ

いては、本件事業による改変面積に対して、その行動範囲が広いことから、また、コアジサシについては、計画路線は繁殖地を通過しないことなどから、影響は軽微であると評価されている。セボシタビラ、ニッポンバラタナゴ等については、計画路線は河川等の生息地域を橋梁構造で通過することから生息環境の改変は少なく、影響は軽微であると評価されている。

植物については、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオグラコウホネの生育が確認されているが、計画路線は生育地点を橋梁構造で通過することなどから、影響は軽微であると評価されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が11箇所存在するが、いずれについても発掘調査を完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、自動車専用道路の整備による所要時間の短縮及び定時性の確保を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づき、4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成10年10月23日及び平成11年1月6日に都市計画決定された都市計画と、盛土構造から橋梁構造への変更等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、自動車専用道路の整備による所要時間の短縮及び定時性の確保が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の解消を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の市長等からなる有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福岡県柳川市役所